2025年1月●日

要望提出案

＜発出宛の名称＞

●●●●●●●●

●●　●●　様

株式会社●●●●●●●

代表取締役　●●　●●

**令和６年度補正予算の成立を踏まえた**

**「重点支援地方交付金」の取り扱い等について**

拝啓　時下、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて昨年12月末、①総務省より「重点支援地方交付金」が地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能であるとされたこと、②厚生労働省よりビルメンテナンス業者との契約において労務費等の実勢価格の上昇を踏まえた価格分を上乗せする契約変更などに重点支援地方交付金を活用するよう、通知が発出されております。

ビルメンテナンス業は、経費構成のうち人件費が約8割を占める労働集約型産業であり、地元市民の雇用創出に貢献しているとともに、コロナ禍におけるエッセンシャルワーカーとして国からもお認めいただいた産業です。今般の最低賃金の大幅な引上げにより、最低賃金改定前に締結した契約金額では適切な業務の継続に重大な支障が生じ、市民の財産である公共建築物の資産価値の低下や、十分な雇用の確保が困難になる恐れがあります。

地方自治体におかれましても厳しい財政状況におかれていることは承知しておりますが、国の方針として「物価高騰を上回る賃上げ」が進められておりますし、予算ベースで行われているビルメンナンス等の公共調達でも、こうした国の交付金を活用することができますので、ぜひご活用いただき、労務費の適切な価格転嫁を実現いただきますよう、お願い申し上げます。

なお本交付金の申請は、令和7年1月24日正午までとされておりますので、併せて申し添えます。

敬具